
令和4年大和町議会12月定例会議会議録

令和4年12月7日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（17名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	15番	馬場久雄君
6番	犬飼克子君	16番	大須賀啓君
7番	馬場良勝君	17番	槻田雅之君
8番	千坂博行君	18番	高平聡雄君
9番	今野善行君		

欠席議員（1名）

14番	堀籠日出子君
-----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課 課長補佐	阿 部 晃 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 課 長	亀 谷 裕 君
総務課長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	野 田 実 君
まちづくり 政 策 課 課 長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課 課 長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	税 務 課 徴収対策室長	村 田 充 穂 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議事庶務係長	相 澤 敏 晴
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、こんにちは。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番千坂裕春君及び12番門間浩宇君を指名します。

日程第2「議案第85号 大和町組織見直しに伴う関係条例の整理に関する
条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案第85号 大和町組織見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。7番馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

説明資料の2ページですかね、85号から96号の、その中で組織再編案の主な内容ということで、空き家対策について課長から説明があったかと思うんですが、今回町民生活課に移管するという事だと思ふんですけども、この空き家に関しては、要は特例法の中で認める特定空き家だけを指すのかと理解をしておるんですが、本来であれば全てを全体的に見て、まちづくり課でやるのが本筋かなとも思ふます。なお、もう1点は、今計画を立てている段階で移管をされるわけで、その辺スムーズにいくの

かどうか、お尋ねをしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、馬場良勝議員のご質問にお答えいたします。

空き家対策につきましては、説明のほうでもお話しさせていただいたところがございますが。環境衛生、廃棄物処理、公害防止等そういう大きいくくりの中で、空き家もその部分に入るのではないかという考えもございました。

ほかの市町村はどうだという、それが全てではございませんが、空き家対策については、県内35市町村のうち3分の2が環境衛生部門で担当をしております。9市町村で企画サイドで担当している、そういう状況もございました。どの課が一番適しているのかというのはなかなか難しいところではございますが、先ほど申し上げた環境衛生と一体的にという考えで、今回町民生活課の環境衛生係のほうに所管として考えたところでございます。

もう1点、現在、都市建設課で計画策定の作業をしておりますが、計画を作ったからそれで終わりではございません。この所管替に伴ってその計画が確実に実行されるようしっかり引継ぎを行って、4月以降事務に当たるというふうに考えております。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

おおむね理解はしたんですけれども、やはり町民生活課に行くということは、それなりの空き家なんですよね。要は特例法で規定されている、例えば草がいっぱい生えているとかもう崩れそうとかそういうものになってくると思うんです。そのときに町民生活課だけで対応できるものなのかどうか、最後は持ち主の財産という考えが出てくるかと思うんです。また、新しく国のほうでも法律が変わったようなお話もありました。そこをしっかりとやっていくための移管だと私は思っていて理想的だなと思うんですけれども、それがやれるかどうかというのはこれからだと思うんですけれど

も、やっぱりやってもらわないと困る方も出てくる、その部分についていま一度、しっかりやれるのかどうかという部分についてお答えいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えいたします。

特定空き家の部分ということではございますが、それ以外ではないですが、空き家の利活用という部分は特定空き家とイコールではないというふうにも思っております。そういう部分、説明を行わせていただきましたが、空き家バンクだったり利活用という部分は移住・定住、そういうものも大きく関係するので、その部分については、引き続きまちづくり政策課で担当するように考えております。

特定空き家の部分をしっかりやっていくという部分は、現在の環境衛生係の体制について、今この段階ではっきりは言えない部分ではございますが、当然仕事が増える形になりますので、体制の強化というのも考えていきたいと思っております。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本決算は原案のとおり可決されました。

る条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第3、議案第86号 大和町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

説明資料の5ページの該当する職員の給料の件ですが、7割水準という話ですが、この根拠、基準があるのかどうか聞かせていただきたいのが1点と、あわせて定年引上げによって退職される人が延長されるということですので、採用の人数にどのように影響しているのか、今お持ちのお考えをお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、千坂裕春議員のご質問にお答えいたします。

この60歳を超えた7割水準という部分につきましては、説明の中でも若干触れましたが、人事院が発した平成30年の意見の申出が元となっていると考えております。この意見の申出につきましては、民間の水準と公務員を比較するものでございまして、まず、厚生労働省が調査いたします賃金構造基本統計調査、こちらの中で民間の公務員と同等と思われるような管理事務、そういう方の60歳代前半層の年間給料と60を超えた60歳代前半の比較で7割程度に引き下げられている、そういうのが調査の結果ございましたので、その7割を元に公務員の60歳以上の水準も7割にいたすというふうな考えでございます。

もう1点の定年延長に伴って退職者、説明で2年に1回というふうにもお話しさせていただきましたが、その延長に伴って新規採用の人数という部分も当然影響してくると考えております。

ただ、現在の定年退職60でその方の60を超えた勤務については、現在は再任用という形で勤務をしていただいておりますので、再任用という形と定年延長、名称は違い

ますが、勤務実態としては大きく変わらない部分でございます。そういうことで、定年延長は当然考慮しなければいけないところでございますが、採用に非常に大きく影響するというものでもないというふうに考えております。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。

3 番佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

確認だけさせていただきますけれども、6 ページの第7条ですけれども、法第28条の2第1項に規定する管理監督勤務上限年齢が60歳ですよ、60歳で課長待遇は終わると、監督責任者は終わるとのことなんですか。それだけ。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、佐々木議員のご質問にお答えいたします。

管理監督職勤務上限年齢につきましては60歳ということで、現在管理職手当を支給されている課長等の管理職、こういう職員につきましては、この60を超えた時点で管理職手当を支給される対象から降任という形になります。ですので、現在の職名でいうと主幹とかそういう職名の職に就くということ、この上限年齢の管理監督職ではいっているものでございます。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

佐々木久夫君。

3 番 （佐々木久夫君）

大体分かったんですけども、中には残ったことによって、かなり自分は古くて権限があるというような持ち方をされると困るんです。そこら辺の指導もきちんとしていただきたいと思います。何せ年齢的に60歳を過ぎているわけですから、みんなあとには後輩なわけです。その上に残っている立場なので、そこら辺をきちんと指導してい

ただきたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

それでは、佐々木議員の再質問にお答えいたします。

ご質問のような部分につきましては、今回その対象となる職員に60歳になる前年度に情報提供や給与の処遇そういうのを説明するという規定が設けられております。そういった中で管理職から降任した場合、こういうことになるというのもしっかり伝えていきたいと思っております。以上です。

議 長 (高平聡雄君)

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第87号 大和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第4、認定第87号 大和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第88号 大和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第5、議案第88号 大和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第89号 大和町職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の
一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第89号 大和町職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第90号 大和町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第7、議案第90号 大和町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第91号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第8、議案第91号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第92号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第9、議案第92号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第93号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第10、議案第93号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第94号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第11、議案第94号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第95号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第12、議案第95号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第96号 大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第13、議案第96号 大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました

日程第14「議案第97号 大和町保健福祉総合センター条例の一部を改正
する条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第14、議案第97号 大和町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例を
議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第98号 令和4年度大和町一般会計補正予算」

議 長 (高平聡雄君)

日程第15、議案第98号 令和4年度大和町一般会計補正予算を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第98号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第99号 令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 (高平聡雄君)

日程第16、議案第99号 令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第100号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第17、議案第100号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を
議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第100号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第101号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計補正予
算」

議長（高平聡雄君）

日程第18、議案第101号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題と
します。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第101号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第102号 令和4年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第19、議案第102号 令和4年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第102号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第103号 令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第20、議案第103号 令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第103号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第104号 令和4年度大和町吉岡西部土地区画整理事業
特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第21、議案第104号 令和4年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第104号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第105号 令和4年度大和町下水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第22、議案第105号 令和4年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第105号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23「議案第106号 令和4年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第23、議案第106号 令和4年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

ご説明いただいたのは、杜の丘北部の水道の水圧が高いためにポンプをつけるという、素人でよく分からないんですけれども、昔、理科でパスカルを習ったんですけれども、水圧がどこも一定という中で、何で杜の丘北部だけ水圧が上がるのか、少しだけご説明いただけないかなと思います。

議 長 （高平聡雄君）

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長 （野田 実君）

それでは、渡辺議員さんの質問にお答えいたします。

今回、杜の丘北部地区につきましては、一部北西部につきまして地盤が低いところがございまして、宮床2号配水池、大衡仙台線の上のほうに見える配水池から配水するわけでありまして、その低いところにつきまして、水圧が一部ちょっと高くなる部

分がございますので、今回減圧弁で水圧を下げるという計画となっております。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）
段差があると低いところは水圧が上がるということなんですね。何となく分かるような気もするんですけども、一体どれくらい水圧が高いところと低いところとどれくらいあるのか、数値が分かれば後学のために教えていただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
上下水道課長野田 実君。

上下水道課長 （野田 実君）

それでは、渡辺議員さんの再質問についてお答えいたします。

今回、杜の丘北部地区につきましては、その手前の町道の箇所が減圧弁が今現在もあるわけでありますが、そこですと約8キロから6キロぐらいありますので、今回それを下げまして、杜の丘の一番低い箇所、杜の丘団地の北西部につきましては3キロ程度ということで、高いところと低いところで水圧的に1キロぐらいの差があるような形となっております。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）
ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第106号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24「議案第107号 令和4年度小型動力ポンプ購入事業物品売買契約について」

議長（高平聡雄君）

日程第24、議案第107号 令和4年度小型動力ポンプ購入事業物品売買契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機管理対策室長（児玉安弘君）

それでは、議案第107号 令和4年度小型動力ポンプ購入事業物品売買契約についてご説明させていただきます。

あわせて、別冊の議案説明資料をご準備お願いいたします。

この事業につきまして、物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的といたしまして、令和4年度小型動力ポンプ購入事業でございます。

契約の方法は、指名競争入札物品売買契約でございます。

契約の金額は、消費税を含め1,664万800円でございます。

契約の相手方は、仙台市若林区卸町二丁目8番地の6 トーハツ県南サービス株式会社でございます。

次に、別冊の資料をお願いします。

まず、初めに、入札の状況についてでございます。

入札の方法は、指名競争入札で指名業者は10社でございます。うち、入札参加者数は7社で、辞退が2社、失格が1社でございます。

入札執行日は、令和4年11月30日水曜日午前10時でございます。

次に、入札結果でございます。

応札者が7社ございまして、応札金額のうち最低価格が消費税を除いて1,512万8,000円、予定価格は1,563万円でございます。

次に、契約の内容でございます。

最低価格者と令和4年12月2日物品売買仮契約を締結しており、売買代金額は消費税を含め、1,664万800円でございます。

契約の相手方は、トーハツ県南サービス株式会社でございます。

続きまして、事業の概要です。

納入場所につきましては、記載の8か所のポンプ庫を予定しております。箇所の選定につきましては、おおむね30年を目安に団員の状況、ポンプ庫の状況等から選定したものであります。

納期限につきましては、令和5年3月24日金曜日でございます。

事業の概要ですが、小型動力ポンプ8台の購入で、機種につきましては、トーハツ製としております。この機種につきましては、これまでの使用機種と同メーカーで消防団員が操作に慣れており、緊急時の操作がスムーズに行えるよう選定したものであります。

あわせて、積載台車を購入し、ポンプ庫に格納するものであり、装備品としまして、ホース、管鎗、吸水管を合わせて購入いたすものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、議案第107号令和4年度小型動力ポンプ購入事業物品売買契約についての説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

1点確認ですが、このポンプにバッテリーがついているかと思うんですけども、これまでのバッテリー充電器と同じものが使えるのかどうか、要はこれまでの充電器が使用可能かどうか、お答えいただければ。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機管理対策室長 （児玉安弘君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えをいたします。

バッテリーの充電器につきましては、従来のもので対応可能となっております。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。12番門間浩宇君。

1 2 番 （門間浩宇君）

購入に反対するものではありませんが、1,600万円と高額なものを8台というふうな台数も含めて、本来であれば私としては当初予算に載せるべきものであろうと。特に消防の備品購入に関しても台数もある程度決まっていますし、定期的に入替えをしていくべき機材だというふうに思っていますので、そういった意味で、今回この12月という補正に上げた部分、11月の随時会議でも説明はありましたが、今期内に消防団との話合いの中で決まったというふうに書いておりましたが、その辺のいきさつ等々も、もう少し細かく説明をいただきたいと思います。

私の目的とするのは、なぜ補正なんだと、決まっているものであれば、ある程度当初予算に上げていくべきものではないのかなという思いでの発言ですので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機管理対策室長 （児玉安弘君）

それでは、門間議員の質問にお答えをさせていただきます。

本来、当初予算ではないかというご質問であります。消防団のポンプはこれまで購入から30年経過したものが台数ございまして、その辺と町の予算の状況を踏まえまして、今回30年経過したものを対象に方針を検討し消防団と協議をした結果、今回補正予算のほうでお願いして購入を計画させていただきました。定期的な入替えをということでございますが、この件につきましては、現在消防団員が若干減少傾向にあるということもありまして、消防団の組織の在り方等も検討しながら、今後より充実した形で消防団を運営していきたいと考えているところでございます。今年度内に消防団と協議を重ねてきた結果、今回この8台ということ決定したところであります。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

門間浩宇君。

1 2 番 (門間浩宇君)

おおむね理解はできましたが、11月の中で30年を超えたものも残してこの8台交換をするという話ですが、年数を超えたものの交換をしない一つの理由だけお聞かせください。

議 長 (高平聡雄君)

児玉安弘君。

総務課危機管理対策室長 (児玉安弘君)

それでは、門間議員の再質問にお答えをいたします。

30年を経過したものはほかにも台数ございますが、その団員の状況、団員が減少しているとか今後班や部の統廃合を検討して、その辺で装備を準備したいということで、今回準備する8部につきましては、今後も継続してその部と班ということで運営できるところについて選定したところでございます。以上です。

議 長 (高平聡雄君)

門間浩宇君。

1 2 番 (門間浩宇君)

了解いたしました。ただ、消防団はこれから人員的な部分も含めて課題が山積していると思いますし、補充も含めて今後計画的な運営を担っていただけるようお願いを申し上げて質問を終わります。

議 長 (高平聡雄君)

ほかにありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第107号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25「同意第3号 教育委員会教育長の任命について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第25、同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

ここで、教育長上野忠弘君の退場を求めます。

〔上野忠弘君退場〕

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、議案書2ページになりますが、同意3号合わせて同意3号の関係資料もご覧いただきたいと思っております。

同意第3号でございます。

教育委員会教育長の任命についてでございます。

下記の者を教育委員会の教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、氏名、上野忠弘氏、生年月日、昭和28年12月8日でございます。

関係資料のほうもご覧いただきたいと思っておりますが、上野現教育長につきましての再度の提案となります。主な役職歴等につきましてはここに記載のとおりでございます。

推薦の理由につきましては、任期満了に伴っての再任についての同意でございます。上野氏につきましては、東洋大学を卒業後、各小学校あるいは県の教育委員会、教育庁スポーツ振興課また学校の教頭そして校長先生等々を経まして、現在教育委員会の教育長として活躍いただいているところでございます。これまでの経験そして識見そういったものも十分ございますし、また、ただいま吉岡小学校の建設中ということもございまして、引き続き上野現教育長に次期もお願いしたいという思いで本日提案させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に13番藤巻博史君及び15番馬場久雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり

立会人から異状なしと報告がありましたので、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

13番藤巻博史君、15番馬場久雄君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票。

有効投票のうち

賛 成 16票

反 対 0票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

教育長上野忠弘君の入場を求めます。

〔上野忠弘君入場〕

ただいま、教育長に同意されました上野忠弘君から挨拶をいただきます。

教育長上野忠弘君登壇願います。

教育長 (上野忠弘君)

ただいまは同意をいただきましてありがとうございます。

この3年間、令和2年、3年、4年とコロナ禍の中の業務が続きましたけれども、議員の方々、役場の職員の方々、学校の教職員そして町の方々の支援をいただき仕事を行うことができました。今後とも微力ではありますが謙虚にそして誠実に仕事を行ってまいりたいと思います。これまで同様、議員の方々にはご指導、ご助言をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議 長 (高平聡雄君)

以上で挨拶を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年大和町議会12月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時26分 閉 会